

令和 7 年度

第 1 回特別職報酬等審議会

会議録

とき 令和 7 年 10 月 30 日

品 川 区

令和 7 年度第 1 回品川区特別職報酬等審議会

日時 令和 7 年 10 月 30 日 (木) 開会：午前 10 時 00 分

場所 品川区役所 本庁舎 5 階 第五委員会室

出席者 **【委員】**

馬越浩明委員、島敏生委員、島崎妙子委員、小路良委員、
丹治勝重委員、戸田達夫委員、野村良治委員、廣瀬隆博委員、
松浦啓雄委員、松尾光恵委員

【事務局】

区長室長、総務課長、総務課職員

傍聴人数 0 人

○総務課長

令和 7 年度第 1 回品川区特別職報酬等審議会を開催させていただきます。

本日司会進行いたします総務課長の藤村でございます。よろしくお願ひいたします。

開会に先立ちましてご案内いたします。本会議は、審議会の運営に関する要綱に基づき、傍聴可能としております。また、議事録作成のため、会議内容を録音させていただきます。加えて、会議資料や議事録についても公開いたしますのでご了承ください。

なお、現在傍聴の方はいらっしゃいません。

それでは、開会に当たり、区長からご挨拶をさせていただきます。

○森澤区長

おはようございます。本日は、ご多忙のところご出席をいただきましてありがとうございます。

特別職の報酬等につきましては、例年審議会におきましてご審議をいただいているところであります。今年は、10月14日に特別区人事委員会による勧告があり、一般職員については、月例給を、若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給について引き上げ、期末・勤勉手当を 0.05 月分引き上げるという方針が示され、平均年間給与が約 27 万 6,000 円増額となる見込みであります。

これを受けて、現在労使交渉中ではありますが、区は一般職員の給与額を勧告に基づき改定するため、第 4 回区議会定例会に条例改正を提案予定であります。

特別職の報酬等の額につきましては、昨年度は、勧告に倣い、月額給は

0.8%、期末手当は0.15月分引き上げるという答申をいただいております。今年度も、特別区人事委員会の勧告を踏まえ、月額給・期末手当とともに諮問をさせていただきます。

つきましては、特別区人事委員会の勧告概要や他区の状況等について、事務局よりご説明申し上げますので、ご審議をいただきたく、どうぞよろしくお願ひいたします。

○総務課長

ありがとうございます。

それでは、次に、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

初めに、島崎妙子会長でございます。

○島崎会長

おはようございます。よろしくお願ひいたします。

○総務課長

続きまして、松浦啓雄副会長でございます。

○松浦副会長

よろしくお願ひします。

○総務課長

次に、委員の皆様を五十音順で紹介させていただきます。

馬越浩明委員。

○馬越委員

よろしくお願ひします。

○総務課長

島敏生委員。

○島委員

島です。どうぞよろしくお願ひします。

○総務課長

小路良委員。

○小路委員

よろしくお願ひします。

○総務課長
丹治勝重委員。

○丹治委員
よろしくお願ひします。

○総務課長
戸田達夫委員。

○戸田委員
どうぞよろしくお願ひします。

○総務課長
野村良治委員。

○野村委員
野村でございます。よろしくお願ひいたします。

○総務課長
廣瀬隆博委員。

○廣瀬委員
よろしくお願ひします。

○総務課長
松尾光恵委員。

○松尾委員
よろしくお願ひいたします。

○総務課長
次に、区側の出席者の紹介をいたします。
先ほどご挨拶させていただきました、森澤恭子区長。

○森澤区長
よろしくお願ひいたします。

○総務課長
堀越明副区長。

○堀越副区長

よろしくお願ひいたします。

○総務課長

新井康副区長。

○新井副区長

よろしくお願ひいたします。

○総務課長

伊崎みゆき教育長。

○伊崎教育長

よろしくお願ひいたします。

○総務課長

柏原敦区長室長。

○区長室長

よろしくお願ひいたします。

○総務課長

続きまして、会長からご挨拶をいただきます。島崎会長、よろしくお願ひいたします。

○島崎会長

今回は区長の諮問に応じ、議員の報酬並びに区長、副区長及び教育長の給料等について審議するものでございます。区民を代表する公正かつ客観的な立場の委員の皆様方と議論を進めていきたいと思います。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○総務課長

ありがとうございました。

次に、次第の4、諮問文の手交でございます。

本審議会では、これまで、主に区長、副区長、教育長の給料、議員報酬、政務活動費等の額及び月額報酬と密接な関連性がある期末手当も併せて審議しております。今回も同様の審議を行いたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。

それでは、ここで区長より諮問をさせていただきます。

(森澤区長「諮問文」手交)

○総務課長

ありがとうございました。

それではここで、区長、副区長及び教育長は退席させていただきます。

○森澤区長

よろしくお願いいいたします。

(区長、副区長、教育長 退室)

○総務課長

それでは、早速議事に移らせていただきます。議事進行につきましては、島崎会長にお願いいたしたいと存じます。

それでは、島崎会長、よろしくお願いいいたします。

○島崎会長

それでは、私のほうで議事を進めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいいたします。

冒頭区長のご挨拶にありましたように、諮問文を頂きました。まず、総務課長より朗読をお願い申し上げます。

○総務課長

では、諮問文を朗読させていただきます。本文のほうを朗読させていただきます。

(諮問文朗読)

以上になります。

○島崎会長

次に、事務局から、特別区人事委員会勧告と各区の状況報告を受ける形で進めてまいります。

それでは、柏原区長室長より説明をお願いいたします。

○区長室長

では、改めまして説明させていただきます、区長室長の柏原でございます。どうぞよろしくお願いします。以降、座って説明させていただきます。

それでは、私のほうから、議題にありますとおり、特別区人事委員会勧告及び各区の状況等についてということで、資料の1から7を使いましてご説

明させていただきます。お手元に資料はございますでしょうか。

では、初めに、資料の1からご説明させていただきます。品川区特別職の報酬等の改定経緯でございます。

特別職の報酬の基本となる月額報酬につきましては、最初に項番の1番、月額報酬の(1)近年の改定状況の表をご覧ください。(1)の表の下のほうからなんですが、平成18年から平成26年まで、下から3段目までのところはマイナス改定を行ったところです。平成29年12月にプラスの改定、令和元年度にマイナス改定を行いました。直近では、昨年度、プラス0.8%の増額改定を行いまして、区長の年収ベースで影響額17万2,319円の引上げを行ったところでございます。それぞれ一般職に対する特別区人事委員会の勧告に基づく改定の状況を参考として、本審議会からの答申をいただいて改定したものでございます。

資料の中ほど、米印のところでございますけれども、特別職の月額報酬につきましては、平成28年度までは一般職の改定率の増減が累積率で1%を超えた場合を目安に改正しておりましたが、平成29年1月に開催しました本審議会におきまして、29年度以降は特別区人事委員会の勧告に準拠して改定を検討することとなりまして、現在もその方針に基づいて改定を行っているところでございます。

なお、表中の平成22年4月分及び平成26年4月分につきましては、1%に達するほどの乖離はなかったものの、職員の改定状況や厳しい社会情勢等を考慮して0.79%及び0.8%の乖離について減額改定を行ったものでございます。

一般職の今年度の月例給につきましては、後ほど詳細のほうはお伝えいたしますけれども、民間との較差1万4,860円、3.8%を調整するため、若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給で増額改定を行うというものでございます。

次に、下の(2)今回の改定方法についてでございますけれども、先ほども申し上げましたが、基本的には特別区人事委員会勧告に準拠いたしまして改定を検討していただくということになってございます。

なお、準拠という考え方方が明確ではございませんので、改定する場合の参考の数字といたしまして2つのケースを記載してございます。

参考の1といたしまして、特別区人事委員会勧告にあるとおり、職員給与と民間給与の差分3.8%を特別職にそのまま当てはめた場合というものでございまして、区長の月額はプラス4万4,000円、議員の月額はプラス2万3,000円ということになります。

次に、その下、参考の2では、同じく勧告におきまして、給料が最も高い部長級職員の中で最上位の号給と同じ引上げ率、これは3.3%となってございまして、特別職に当てはめた場合といたしまして、区長の月額ですとプラス3万8,000円、議員の月額はプラス2万円ということになります。特別職の職務・職責と最も近しい一般職の職員は、部長級職員の最上位号給とな

ると考えられますので、参考2の数字はより勧告に準拠した改定内容になると思われます。後ほどご意見をいただければと思います。

それでは、裏面をご覧いただけますでしょうか。項目の2、期末手当でございます。

近年の改定状況をご覧いただきますと、表の下のほう、平成21年度は年間でマイナス0.28月分、平成22年度はマイナス0.15月分と一般職に準じて減額をしてございます。この2回分につきましては、審議会での審議を経ず、区長の判断で職員と同じ率で改定を行ったものでございます。

しかしながら、期末手当は報酬や給料と密接な関連性がございまして、より実態に即した審議を行うために、平成27年度から期末手当も本審議会の審議対象とさせていただいてございまして、本審議会の答申を基に表のとおりそれぞれ改定していくというところでございます。直近の改定では、昨年度にプラス0.15月、区長の年収ベースで、影響額は27万3,291円の引上げを行ったところでございます。

その下、(2)に移りまして、昨年度までの特別職の期末手当の改定月数の算出方法ですが、これまで一般職の勧告月数と同程度の増減率で算出してございまして、必ずしも同じ月数にはなってございません。

例といたしまして、直近で改定しました令和6年度のケースを記載してございます。このときは、一般職の期末・勤勉手当がプラス0.2月となっており、この数字を特別職の期末手当に当てはめ案分計算すると0.15月となります。具体的な計算は記載のとおりでございます。

また、その下の星印のところ、品川の期末手当支給月数が23区内でどの位置にあるかが分かるように、23区の支給月数を記載してございます。品川区は、3.73月で、23区中18位でございまして、月数は下位のほうに位置しているというところでございます。

その下、(3)に移りまして、今後の改定方法でございますけれども、先ほどの月額と同様、特別区人事委員会の勧告に準拠し改定をご検討いただきます。

こちらも、準拠という言葉が明確ではございませんので、参考の数字を記載させていただきました。

参考の1では、勧告の月数が0.05月分の引上げをそのまま当てはめた場合でございまして、現在の3.73月から3.78月への引上げとなります。次に、参考の2でございますけれども、先ほどの(2)の算出方法を当てはめたケースとなりまして、一般職の引上げ0.05月分と同程度の増減率で引き上げた場合、特別職では0.04月分の引上げとなってございます。つまり、現在の3.73月から3.77月への引上げということになります。この参考の2の数字が、勧告に準拠し昨年度までの算出方法に当てはめた場合でございますので、こちらのほうも後ほどご意見を伺えればと思ってございます。以上が特別職の報酬の改定経緯です。

続きまして、資料の2をご覧いただけますでしょうか。令和7年特別区人

事委員会勧告の概要でございます。

この特別区人事委員会の給与勧告は、一般職の特別区職員の給与水準が社会一般の情勢に適応するようにという考え方を基本といたしまして、公務員給与の比較を基にこのように改定すべきであると毎年勧告が行われているものでございまして、先ほども区長のほうからありましたが、今年度は10月14日に行われてございます。

この内容でございますが、まず項番の1番、公民給与の比較の（1）職員と民間との給与の比較というところで、①にありますとおり、最初に、職員と民間従業員について、給与等の実態調査をします。区役所の職員と民間の従業員との同種・同等の者同士を比べ、そこで給与を決める主な要素となる役職、学歴、年齢など、同水準の者同士について、令和7年4月時点の給与月額を比較するという方法でございます。

この内容が②になってございまして、本調査に基づきまして公民給与の較差が算出されますが、（2）の①のとおり、今年度の給与の比較方法に見直しがございました。公民比較につきましては、厳しい採用環境下での優秀な人材確保、公務の職務・職責重視の観点から、より規模の大きな企業と比較することといたしまして、先ほど申し上げました給与実態調査対象企業のうち、比較対象企業の規模をこれまでの「50人以上」から「100人以上」に引き上げて較差を算出しているものでございます。

この見直しに伴いまして、解消すべきとされる公民較差が例年と比較すると大きくなっていますが、②にありますとおり、区職員のほうは月額1万4,860円、率にして3.80%低いという結果になってございます。

次に、その下、項番の2、公民較差・給与の改善等の表中、月例給改定等の欄をご覧ください。令和7年も、昨年に引き続き若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給で引上げとなってございます。

また、期末・勤勉手当につきましては、民間における特別給、いわゆるボーナスの支給状況を勘案いたしまして、期末・勤勉手当を0.05月分引き上げる勧告となっています。

以上が今年の勧告ということになってございます。

続きまして、資料の3番でございます。平成27年度以降の特別区人事委員会勧告の実施状況及び国や東京都の状況をまとめてございます。

今年の状況でございますけれども、特別区におきましては、資料2でもありましたとおり、月例給は若年層に重点を置きつつ全ての級・号給増額改定、期末・勤勉手当は0.05月分の引上げの勧告となってございます。

国と東京都の状況でございますけれども、月例給は国・東京とともに若年層に重点を置く引上げ勧告となっておりまして、期末・勤勉手当につきましては国が0.025月分、東京都が0.05月分の引上げ勧告となってございます。

以下の表は、参考として、近隣の政令市の勧告状況でございますけれども、いずれの市も月例給は若年層に重点を置き、全ての級及び号給で増額改定、

期末・勤勉手当についても引上げ勧告ということで下のほうに書かせていただいてございます。

なお、資料にはございませんけれども、23区の今年度の改定状況の聞き取りを行ったものでございまして、全てのところではないんですが、出ているところで言いますと、おおむね特別区人事委員会で出た勧告に準拠したような形で、3.4もしくは3.8%の増というところが多い状況となってございます。

それでは、続きまして、資料の4から6を用いましてご説明をさせていただきます。こちらにつきましては、令和7年6月1日現在での給料報酬額の23区の一覧表でございます。4か月ぐらい前の状況でございますけれども、資料4は月額給料、次の資料5は期末手当、資料6は年収をそれぞれ表にしたものでございます。A3の横判の資料でございます。

金額の左横にある数字は、23区における金額の順位でございます。なお、品川区長の金額につきましては、全て、特例条例によりまして月例給を2割減額する前後の金額をそれぞれ両方とも記載をしている状況でございます。

それでは、資料4からご説明いたしますけれども、報酬額の月額の一覧表でございまして、品川区は黄色の帯の部分です。23区最高額は、区長で見るとオレンジ色の千代田区、最低額は青色の豊島区になってございます。それぞれの順位は、高いほうから振っているものでございます。

品川区は、区長の場合、現在115万2,000円でございまして、現時点では13位、23区平均をやや下回っているといったところでございます。

一覧表の下に、参考といたしまして、勧告にありました職員の民間企業の差分3.8%と、部長級職員の最上位号給の引上げ率の3.3%を引き上げた場合の月額をそれぞれ記載しているものでございます。

続きまして、資料の5につきましては、期末手当になってございまして、月額と同様の形で比較をしてございます。

期末手当の支給月数につきましては、右端に記載しております。支給月数が最も高いのは、区長の場合は杉並区の4.23%、それから支給金額が最も多いのは千代田区になってございます。

品川区につきましては、右端の支給月数にありますとおり、現在は3.73月で、23区平均をこちらも下回っているものでございます。

同様に、一覧表の下に、参考といたしまして、月額3.3%増かつ期末手当0.05月分の場合と、月額3.3%増で期末手当0.04月分を増とした場合の期末手当の金額をそれぞれ比較できるように記載してございます。

続きまして、資料の6でございますが、地域手当や期末手当を含めた年間ベースの報酬等の一覧表でございます。

最高額で見ますと、区長の場合はオレンジ色の千代田区、最低額は青色の足立区となってございます。

品川区は、区長の場合、現在約2,233万2,234円となってございま

ですが、これも参考としまして、月額及び期末手当の増額改定を行った場合を下の表に記載してございます、月額3.3%増かつ期末手当0.05月分・0.04月分の増をそれぞれ記載しているものでございます。

最後に、資料の7でございます。こちらにつきましては、品川区の監査委員において作成している令和6年度各会計決算審査意見書、基金運用状況審査意見書、財政健全化審査意見書の抜粋となってございます。ここでは、令和6年度の主要な決算数値及び指標を基に、区の財政運営の状況についてご説明いたします。

資料の7を1枚おめくりいただきまして、88ページとページが振られております。88ページからのスタートになってございます。

88ページは、付帯意見の中の総括意見ということでございまして、区の重要施策について、監査委員からの意見が記載されたものでございます。事業ごとに記載されておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

ページを2枚ほどおめくりいただきまして、93ページをお願いいたします。表の2、普通会計決算状況という表をご覧いただきまして、中段辺りの赤枠で示させていただきます、こちらは実質収支の記載になってございまして、66億645万6,000円でございまして、対前年度比12.1%の増となってございます。

もう1枚おめくりいただきまして、94ページでございます。これもグラフをご覧いただきまして、図1の実質収支比率でございます。一番右の赤枠のところをご覧いただきますと、これは財政運営の状況を判断する指標でございまして、一般的には3%から5%が望ましいとされてございますけれども、令和6年度の品川区は5.4%となっており、23区平均と比較し適切に近い水準というところになってございます。

お隣の95ページをご覧ください。図の2、先ほどのグラフでございますけれども、財政構造の弾力性を示す経常収支比率のグラフでございます。この数値が低ければ、その分ほかに余力があるという見方になってございます。適正水準は、一般的には70から80%とされてございまして、表の一番右、赤枠のところですが、令和6年度の品川区は78.1%と、昨年に引き続き適正水準を維持しているものでございます。

もう1ページおめくりいただきまして、96ページでございます。上のほうのグラフ、図3、公債費負担比率でございまして、一般財源のうち、いわゆる借金返済に充てている割合でございます。これは、低いほど財政にゆとりがあるということを示してございまして、品川区の場合は、右の赤枠のところ、0.8%ということで、低い水準を維持してございます。

また、その下の図の4のグラフですが、こちらは人件費比率でございまして、歳出総額に対して人件費がどれくらいかかっているかを表しているといったものでございます。品川区は、昨年度13.7%ということで、こちらも良好な財政運営であるということが見て取れるものでございます。

少し長くなりましたがけれども、以上が特別区人事委員会勧告並びに各区の

状況等についてのご説明でございます。

最後に、2点補足でございます。

1点目でございますけれども、本審議会における結論が人事委員会の勧告に準拠した形となった際には、現在行われております職員団体の交渉によりまして、一般職員の月例給の増減率や期末手当の月数が変更となった場合、職員と同様の考え方で特別職も改正させていただきたいと考えているものでございます。

2点目、こちらも、ご存じのとおり、現在の区長、森澤区長の給与につきましては、特例条例によりまして、月例給が2割減額されてございます。資料上、減額前と後の両方を記載させていただいているというものでございます。

長くなりましたが、私からの説明は以上でございます。

○島崎会長

ありがとうございます。

それでは、審議に移りたいと存じます。ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

○委員A

2点ほど聞きたいんだけども、先ほど説明があった、他地区はどうでもいいようなものなんだけど、他地区で、現在の改定を見送る地区と、下げる地区というのはなかったんでしょうかね。

もう1点、特別職でいつも一括して審議しているけど、例えば区長は上げて副区長は下げるとか、委員長は上げて副委員長は下げるということも可能なんですか。前からその辺が気になっていたんだけど。

○区長室長

まず、他区の状況でございますけれども、減額をするというところは、今のところ、調べた範囲ではないようです。現状維持するかどうかというの、まだ未定というところも半分ぐらいあるので、現状ではどうするか、そこまで決まっていないというところもまだ幾つかあるようですので、確定の情報ではないんですけども、そういう形で、半分近くは増額のほうで考えておりますが、同じ程度にするかどうかというのまだ今の時点では分からぬところがあるという状況です。

それから、後段のご質問の部分でございますけれども、個別に、職によつて改定をどうするかというのは、理屈上はできるというお答えになると思いますが、今までそうしてきたことはないです。以上です。

○委員A

分かりました。ありがとうございました。

○島崎会長

よろしゅうございますか。

○委員A

はい。

○委員G

資料2の公民給与比較で、(1)の民間給与の実態調査のところは、企業規模「50人以上」で出しているわけですね。公民較差のほうは、今回から「50人以上」から「100人以上」に引き上げて算出していると書いてあるんだけど、これも従来どおり「50人以上」というと、結構差があるものなんですか。

○区長室長

結論、結果的にはかなり大きな差が出たようです。

○委員G

これは、特別区人事委員会のほうで比較対象を設定しているわけですか。

○区長室長

特別区人事委員会がやっているもので、詳細まではこちらも教えていただいている部分があるんですけども、「100人以上」にしたというところで較差が大きくなっているという結果が出ているということのようですね。

○委員G

全体的いろいろな話で、中小企業はいろいろ大変だとか、いろんな話を聞いているから、そんなに差があるのかなという疑問があったもので。でも、1番のほうは「50人以上」で算出して、2番は「100人以上で」というのは、別にこれは問題ないんですか。

○区長室長

調査そのものは「50人以上」の枠で調査したということのようなんですが、より特別区の職員の層に当たるところで、同じような規模感のところと調査を、割と民間に合わせるような形の規模にしたというところのようですので、問題はないものだらうと捉えています。

○委員E

今の質問にも不隨する件なんんですけど、調査をする際のデータというのは、これは一般のところにランダムに送るわけですか。それとも、例えば連合に

するとか、厚労省のデータを利用するとかというのは、どこを利用されているんでしょうか。

○区長室長

申し訳ございません、これも、細かいところをどういうやり方でやっているかというのは、詳細をこちらも承知していないんですけども、恐らく規模感を見てランダムな形でやっているんだろうとは思いますが、こういう団体さんにこうだとかという、たしかそういうやり方ではなかったと思うんですが、詳細はこちらも教えていただいているので分からぬというのが実情でございます。

○委員E

分かりました。調査のデータによって大分數値が変わってくるというのもあって、一般的には厚労省が出すものが一番高くて、連合が出すものは一番低いみたいなところがあるので、どこのデータを引っ張ってきているのかなというのが疑問でした。

あと、今回というか、以前からでしょうけど、これは単純平均で出されているのか、加重平均で出されているのか。

○区長室長

加重平均です。

○委員E

加重平均で出されていると。分かりました。

あと、算定基礎額というのが、職員の方と一般の方とかというのは、名称が違うとは思いますけど、大体同じような形の算定基礎額でこれはされないと。

○区長室長

はい。そのように聞いています。

○委員E

最後のご説明にあった決算会計の件なんですけど、この決算会計は、今回の特別職の報酬改定にどのような影響を与えましたか。言ってみれば、企業で言えばこれは決算収支ということになりますけど、決算収支がよければ上がるとかというように影響を及ぼすものなんですか。

○区長室長

直接ダイレクトに、ここが上がったからすぐ上がるということではないんですけども、影響という意味では、これだけの決算状況になってますの

で、こういう状況下にある中で、例えばお給料を上げるということに対して問題はないですよねというようなことで使うというか、影響は、そういう意味では出てくるというふうに思っています。

○委員E

そういう数値で使うということですね。これが直結するわけではないと。

○区長室長

はい。

○委員E

分かりました。ありがとうございます。

○島崎会長

よろしゅうございますか。

○委員E

はい。

○委員A

さっきの調査対象の話だけど、おっしゃるように全然違うわけですよね。そうすると、こういう資料を出す場合、どこのどうとちゃんと書いたほうがいいんじゃないですかね。アトランダムでどうのこうのというと、変な見方だと、いいところだけ選んで、高いところだけ選んでやっているんじゃないかということで言われちゃうと困るから、どこを対象にして100件やったと。でも、100件やっても確実に100件回答が来たわけじゃないと思うので、それは200件出して100件回答があったうちのあればというような資料を作るべきだと私は思いますがね。今後の話ですが。

○区長室長

今日そういうご意見をいただいた中で、ただ、人事委員会が秘匿でやっているものですので、どこまでというのはあるんですけども、来年等に向けてそこは検討させていただきたいと思います。

○島崎会長

ほかはいかがですか。お願いします。

○委員F

森澤区長の給料2割減、これはいつまで、永久に続くんですかね。

○区長室長

条例で決めたというところですので、その条例が生きている間ずっとということ、区長の任期の間はずっとと。何か特別な要素が出てきてまた条例改正するということがない限りはずっとという形になっていますね。

○委員A

私も、区長に聞いたら、私の任期中はそうしますよと言っていましたので、任期中は条例に従ってじゃないですかね。改選された場合はまた話は別でしようけど。

○区長室長

そうですね。条例が任期の間までというふうに今はしていますので、令和8年12月3日が任期なので、そこまでは確実に。来年の12月3日ですかね。

○委員A

今の発言は、上げて上げてという発言じゃないでしょうかね。

○委員B

元に戻せって？

○委員C

いや、それはご自分の意思だから。我々が言うことじゃないんですよ。

○島崎会長

いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

様々なご意見がありましたが、総合的に見まして、月額報酬につきましては3.3%の引上げ、期末手当につきましては0.04月分を引き上げる方向といたします。

休憩を挟んで答申を作成し、文案の検討をいただくという形を取らせていただきたいと思いますので、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○島崎会長

よろしくお願いいいたします。

○総務課長

それでは、ここで一旦休憩とさせていただきます。再開は、こちらの時計で10時55分という形でお願いしたいと思います。では、一旦休憩という

ことでよろしくお願ひいたします。

(休 憇)

○島崎会長

それでは、会議を再開いたします。

ここからは、お配りしております追加次第に基づきまして進行させていただきます。

まず、作成いたしました答申文案について検討してまいります。

総務課長より、答申文案の朗読をお願いいたします。

○総務課長

それでは、私のほうから答申文案を朗読させていただきます。お配りの追加資料の中、答申の本文のほうをご覧ください。

それでは、朗読させていただきます。

(答申文案に沿って朗読)

以上でございます。

○島崎会長

ありがとうございました。それでは、文案の検討に移りたいと思います。

ご意見、ご質問がございましたらお願ひいたします。

いかがでしようか。よろしゅうございますか。

それでは、答申文については、文案どおりとさせていただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○島崎会長

ご異議がないものと認めまして、本案どおりまとめることを決定いたします。

以上で全ての議事が終了いたしましたが、全体を通しましてご意見、ご質問等がありましたらお願ひいたします。

いかがでしようか。よろしゅうございますか。

ありがとうございました。

○総務課長

島崎会長、ありがとうございました。

ここで、先ほど、まとまりました答申文について、区長へ手交するため、島崎会長の押印をいただきたいと思います。会長、よろしくお願ひいたします。

(会長、押印)

○総務課長

会長押印が済みましたら、再び区長、副区長及び教育長がご入室してというような流れになりますので、少々お待ちいただければと思います。

(区長、副区長、教育長 入室)

○総務課長

それでは、会のほうを再開したいと思います。

まず、最初に、島崎会長からご挨拶をいただきたいと思います。

○島崎会長

本審議会におきましては、区議会議員の報酬並びに区長、副区長及び教育長の給料等について、特別区における特別職の給料等の現況や一般職の給与改定の状況、区政を取り巻く社会経済情勢や区民感情等を考慮し、適正な額となるよう慎重に審議いたしました。その結果を答申文としてまとめ、報告させていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○総務課長

ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、島崎会長から区長のほうに答申文をお渡しいただくようにお願いいたします。

(島崎会長「答申文」手交)

○総務課長

ありがとうございました。

なお、答申文については、私のほうが代わって朗読させていただきます。お手持ちの答申文の本文のほうをご覧いただければと思います。では、朗読させていただきます。

(答申文に沿って朗読)

以上でございます。

では、答申の朗読が終わりましたので、ここで区長のほうからご挨拶をお願いいたします。

○森澤区長

答申をいただきまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、特別職の報酬等の諮問に対し答申をいただき、ありがとうございます。

ました。今後も引き続き健全財政をしっかりと維持しつつ、区民の幸せのため、職員一丸となって全力を傾けてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいいたします。本日は誠にありがとうございました。

○総務課長

ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして特別職報酬等審議会を閉会させていただきます。本日は、お忙しい中どうもありがとうございました。

―― 了 ――